

実験廃液の取扱いについて



本学では、「下水道法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他生活環境を保全するための法令等に基づき、公共下水道へ放流する排水の水質を規制し、並びに排除の規制を受ける有害物質を含む廃液の適正な処理を行い、良好な環境の維持保全に寄与することを目的とした、「お茶の水女子大学廃水管理規程」を定めています。さらに、放流水を規制するための具体的な下水排除基準及び廃液の貯留・処理の方法については、「お茶の水女子大学廃水管理細則」も定めています。

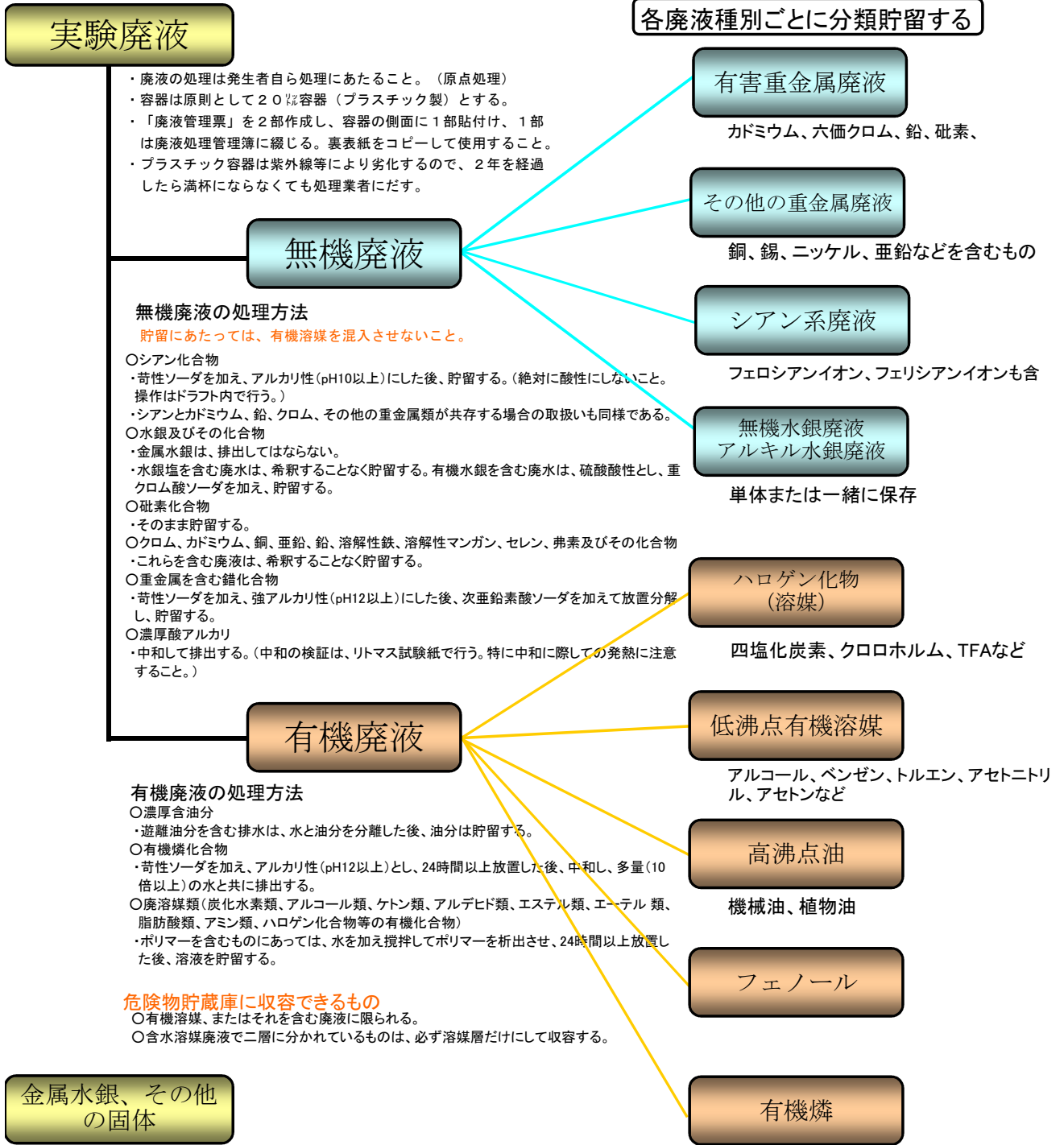
このリーフレットは、この細則に基づいた各種実験廃液の一般的な取扱い・処理の仕方について、必要事項を記しています。実験・研究にあたり、規制対象物質を使用する場合には、社会的責任が伴うことを自覚して、安全で適正な処理を行ってください。



国立大学法人
お茶の水女子大学

廃水管理委員会

廃液処理のフローチャート



東京都23区内の下水排除基準

1 ダイオキシン類以外

平成27年10月21日現在

対象物質又は項目	対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
カドミウム		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
シアン		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
有機燐		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
砒素		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ほう素		10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
ふつ素		230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下
ふつ素		8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下
ふつ素		15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下
1,4-ジオキサ		0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
総クロム		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
銅		3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
フェノール類		5mg/L以下	5mg/L以下	—	—
鉄(溶解性)		10mg/L以下	10mg/L以下	—	—
マンガン(溶解性)		10mg/L以下	10mg/L以下	—	—
生物学的酸素要求量(BOD)		600mg/L未満(300mg/L未満)	—	600mg/L未満(300mg/L未満)	—
浮遊物質(SS)		600mg/L未満(300mg/L未満)	—	600mg/L未満(300mg/L未満)	—
ノルマルヘキシル		5mg/L以下	—	5mg/L以下	—
サン抽出物質		30mg/L以下	—	30mg/L以下	—
動植物油		120mg/L未満	—	120mg/L未満	—
窒素		16mg/L未満	—	16mg/L未満	—
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)
温度		45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)
汚濁物質消費量		220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満

- (備考) 1. ほう素、ふつ素の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。(事業場の所在地により異なります。)
2. []内のうち50立方メートル/日未満の特定施設の設置者に係る総クロムの基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するものです。
3. BOD、SS、pH、温度に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

2 ダイオキシン類

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L以下

3 下水排除基準に適合しない水を流すと

[]に適合しない水を流した工場・事業場は、下水道法第46条の2に基づき、処罰されることがあります。また、この基準に適合しない水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、下水道法第37条の2に基づき、特定施設の改善命令したり、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ水を流すことをやめるように命令することもあります。[]に適合しない水を流した工場・事業場は、下水道法第38条第1号第1項に基づき、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。

試験研究機関、教育機関、病院関係者の皆様へ

○下水道に流してはいけないものがあります

実験廃液等には有害物質、毒性物質、毒性物質、遺伝子組換え物質等が含まれています。この中には下水排除基準とは別に流してはいけないものがあります。

例 ○細菌等の研究排水 ○感染性、病原性のある研究排水 ○遺伝子組換え等の研究排水 ○放射性排水 ○薬品の廃液等

○下水道に流した影響は、下水道に止まりません

適正に管理・処理されずに下水道へ排除されると、下水の処理や処理水の再利用のみならず、公共用水域の水質保全、ひいては都民の皆様の生活環境に大きな影響を及ぼすことになりかねません。

○下水道に流す前にルールを確認してください

それぞれ法令で適正な処理が義務づけられています。下水道に流す前に各法令を確認していただき、実験廃液等の適切な処理をお願いします。

例○下水道法

- 毒物及び劇物取締法（毒劇法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）



※下水道法、東京都下水道条例等に基づく水質規制内容については、ホームページに掲載しています。

検索 → 東京都下水道局 → ホームページ → お仕事の方 → 水質規制情報

担当

下水道局施設管理部排水設備課
電話 03-5320-6585

試験研究機関、教育機関、 病院関係者の皆様へ

下水道に流す前にルールを確認してください！

- ◎下水道法
- ◎毒物及び劇物取締法
- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◎遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）



下水道は海につながっています
その排水は 流せますか？